

鋼管ポール防犯灯の全数点検について

【お知らせ】

書類
番号

9

区連会 5 月 定例会 説明資料
令和 7 年 5 月 20 日
市民局 地域防犯支援課

(1) 鋼管ポール防犯灯の全数点検及び撤去への御協力について

横浜市で維持管理している、市内約2万灯の全数の鋼管ポール防犯灯の点検調査を行います。

- ・点検スケジュール：令和7年6月～令和8年1月
- ・点検業者：株式会社カワデン

横浜市 鋼管ポール調査

発行：横浜市 市民局 地域防犯支援課

- ※ 点検の際、作業員は横浜市の腕章（青）を着用し、証明書を持参します。
- ※ 点検では私有地に立入ることもありますので、予めご承知おきください。
- ※ 点検結果は別途お知らせします。

穴があいていたら即時撤去し、お知らせします。

- ① 近くに、灯具を設置できる電柱があれば、移設出来ます。

⇒ 移設に関する書類の提出をお願いします。

- ② 鋼管ポールの建替え等については、別途協議^(*)させていただきます。

* 現在、鋼管ポールを建替える場合は、基礎を大きく（直径 50cm 地中深 1m）する必要があるため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に建替えできない場合もあります。

見守り活動により、劣化したポールを発見した場合は、情報提供をお願いします。



(2) 電線の安全確保について

併せて、市で管理する電線（鋼管ポール同士をつなぐ電線）についても点検します。

- ① 電線に樹木が接触している場合や、草木が絡みついている場合は電線を一時撤去し、お知らせ致します。
- ② 土地所有者や自治会町内会により、樹木や草木の剪定をしていただきましたら、電線を復旧致しますので区の地域振興課までご連絡下さい。



裏面に、「緊急補助金」を活用した地域による灯りの確保について、記載しています。

(3) 地域の防犯力向上緊急補助金を活用した灯り(センサーライト)の設置方法

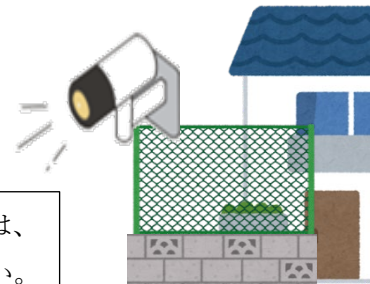
① 設置場所の検討・決定

自治会町内会でどこに設置するかを話し合い、決定します。

設置例: 民家のフェンスやベランダにセンサーライトを設置し、公道を照らす。

注意: 灯具を設置する際には、特に付近にお住まいの方へ、事前に説明し、了承してもらうことが大切です。

取組の参考となる防犯関連サイトは、左下の QR コードからご覧ください。



② 設置許可の取得

設置する場所の土地所有者へ設置許可(占有許可)を取ります。

例: 公道の場合は区土木事務所、私有地の場合は土地所有者等



③ 商品の購入・工事委託

商品を購入(または工事委託)し、自治会町内会宛の領収書をもらいます。



④ 申請書類の提出

受付センターに申請書、領収書を提出します。**(10/31 期限)**



⑤ 決定通知の受領・請求書の提出

申請書類を提出したら、決定通知と共に請求書が自治会町内会へ届きます。

請求書を受付センターに提出します。**(12/26 期限)**



⑥ 補助金の振り込み

請求書に記載の口座に補助金が振り込まれます。

※センサーライト設置後にかかる維持管理費(電気代など)については、地域活動推進費補助金の対象となります。

お問合せ:防犯緊急補助金受付センター(市委託事業者) ☎ 045-550-5125

【参考】 検索 地域の防犯力向上緊急補助金

※ 申請様式や防犯関連サイトを掲載しています。



<担当>

横浜市市民局地域防犯支援課

電話:045-671-3709 FAX:045-671-0734

E-mail:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

〔鋼管ポール防犯灯全数点検調査に関すること:石橋、伊藤〕

〔地域の防犯力向上緊急補助金に関すること :小野寺、早野〕